

資料1

平成26年2月13日
戦略企画部
総務部

平成26年度
三重県経営方針
(最終案)

平成26年2月
三重県

目 次

I	平成 26 年度の三重県経営にあたって	1
1	「平成 26 年度三重県経営方針」の位置づけ	1
2	平成 26 年度における県政の考え方	1
II	平成 26 年度の政策課題及びその展開方向	2
1	平成 26 年度における政策展開のポイント	2
2	「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組 ...	4
3	社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組	14
III	平成 26 年度の行政運営	20
IV	職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～ ..	24

I 平成 26 年度の三重県経営にあたって

1 「平成 26 年度三重県経営方針」の位置づけ

「平成 26 年度三重県経営方針」は、平成 26 年度の三重県政を推進するにあたっての基本となる方針であり、「みえ県民力ビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」において起点となる P l a n（計画）に位置するものである。

2 平成 26 年度における県政の考え方

平成 26 年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の 3 年目であり、県政の諸課題の解決に向け、重要な 1 年となる。そのため、「選択・集中プログラム」をはじめ、各施策の展開にあたっては、目標達成に向けた戦略的な取組を一層推進する。

また、平成 26 年度は、神宮式年遷宮を経て、次の 20 年に向け、新たなスタートを切る年である。三重県が 20 年後も輝き続けるためには、三重県が注目され、県民の皆さんが県内の賑わいや三重県人としての誇りを感じている今こそ、次の手を打たなければ、逆に危機を迎えることになりかねない。そのため、県民の命を守る取組を大前提としたうえで、“チャンス”を逃さず、県政の将来を見据えた対策や、新たな仕組みの構築に果敢に取り組む。

平成 26 年度の政策展開においては、以下の 3 つをポイントとして取り組む。

- 少子化対策 ～希望がかなう三重～
- グローバル化への対応 ～世界に打って出る三重～
- 三重県のブランドカアアップ Ver. 2 ～魅力を発信し続ける三重～

Ⅱ 平成 26 年度の政策課題及びその展開方向

1 平成 26 年度における政策展開のポイント

～ “チャンス” を逃さず、果敢に挑む 3 つの取組～

(1) 少子化対策 ～希望がかなう三重～

「みえ県民意識調査」の結果によると、県民の幸福感は、未婚者より既婚者が高く、既婚者では子どもがいる方が高く、さらに子どもの数が多いほど高くなっている。しかし、同調査において、理想の子どもの数が 2.5 人に対し、実際の子どもの数は 1.7 人ととどまっていることや、全国的な調査では未婚者の約 9 割が将来結婚する意思があると答えるなど、理想と現実のギャップが生じており、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実がある。このギャップの要因となっている課題を解消し、県民の幸福実感を高めていくことが求められている。

一方、少子化の進展は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題である。平成 2 年の「1.57 ショック」を契機に、国は子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、現在の少子化対策に至っているが、我が国の少子化に歯止めがかかることなく、20 年以上の年月が経過した。20 年かけてようやく成果が出るといわれている少子化対策において、今、抜本的な対策の強化を行わなければ、手遅れになってしまうとの危機感がある。

三重県をはじめとする全国の地方自治体における危機感の高まりを受け、全国知事会で少子化対策に関する本格的な議論が初めてなされ、国においては「少子化危機突破」の取組として、地域少子化対策強化交付金を創設したところである。あわせて、県としても「三重県地域少子化対策強化計画」を策定し、市町と連携して新たな取組を推進することとしている。

このように国・地方とも少子化対策の気運が盛り上がりつつある今この時を“チャンス”と捉え、中長期的な将来も見据え、**県民の方が結婚や出産・子育てに希望をもてる三重をめざして、「少子化対策」を平成 26 年度の重点テーマとして位置づけ、取組を推進する。**

(2) グローバル化への対応 ～世界に打って出る三重～

社会、経済、文化等あらゆる面において、グローバル化がより一層進展しており、その対応が課題となっている。

産業面においては、T P P 交渉への参加、為替変動や原油価格上昇に伴う燃油・飼料価格の高騰など第一次産業を取り巻く状況がより厳しさを増す中、

県内の畜産業や水産業は、専業経営を行っている割合が高いことから、これらの影響を直接的に受けやすい。一方、本県の畜産業・水産業は、松阪牛や伊勢エビ、アワビなど全国的なブランドを有するなど、その強みを発揮しやすいことや、ものづくり企業等との連携により、畜産・水産分野の技術革新が進む可能性があることなど、成長産業となるポテンシャルが高く、地域産業への波及も見込まれることから、この環境変化を“チャンス”と捉え、**畜産業・水産業の成長産業化に向けた取組**を進める。

人材育成の面においては、国際的な舞台で活躍し積極的に発信するとともに、国内・県内にあっても、グローバルな視野に立って自らの考えを適切に伝え、日本人・三重県人としてのアイデンティティを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人びとと共生できる能力や態度を身につけることが求められている。このため、「グローバル三重教育プラン」を踏まえ、自ら考え主体的に行動する力や共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る力をバランスよく身につけた**グローバル人材の育成**に取り組む。

また、次世代経営者を主な対象に、時代認識力や世界潮流を読み解き、グローバルマーケットを見据え、互いに切磋琢磨し、連携しながら展開していくためのネットワークを、高等教育機関等と連携し構築する。

(3) 三重県のブランドカアアップ Ver. 2 ～魅力を発信し続ける三重～

平成 25 年度は、神宮式年遷宮の“チャンス”を生かし、本県の魅力を発信することにより、観光入込客数は大きく増加したところである。平成 26 年度は、おかげ年であるとともに、**熊野古道世界遺産登録 10 周年**を迎えるなど、引き続き情報発信の“チャンス”である。

このため、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を引き続き展開し本県の観光をPRするとともに、熊野古道の魅力を生かした地域活性化に取り組む。

また、本県の特色ある地域資源や歴史・文化・風土に着目し、三重の「食」や「食文化」のコンテンツを掘り起こすとともに、ブラッシュアップを図り、それらの成果を食のサミットや平成 27 年に開催されるミラノ国際博覧会へ出展することで、全国、さらには世界へと情報発信を行い、県内の「食」に関わる多様な産業の振興につなげる。

さらに、国重要無形民俗文化財指定に向けた取組をはじめとする海女文化の発信や、4月に開館する三重県総合博物館（M i e M u）における三重の自然、歴史、文化の魅力発信等を通じて、「**三重県のブランドカアアップ**」を図る。

2 「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組

(1) 緊急課題解決プロジェクト

(緊急課題解決1)

命を守る緊急減災プロジェクト

国が公表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、「津波からの人命の確保」や「超広域にわたる被害への対応」をはじめとする課題と対策の方向性が提示された。その内容は、本県が率先して取り組んできた地震・津波対策の重要性を裏付けるものであり、年々激甚化する風水害への対策とあわせて、対策のさらなる推進が求められている。

これらの課題に対応し、「災害に強い三重づくり」を着実に推進するため、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」、「三重県新地震・津波対策行動計画」に基づく取組を進めるとともに、紀伊半島大水害で得た教訓や、近年、全国各地で頻発している局地的大雨や竜巻等の風水害に関する調査結果を踏まえ、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」、「三重風水害等対策アクションプログラム」の見直しを進める。加えて、防災アセスメント調査の結果に基づく「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを検討する。

さらに、県民の「防災意識」を「防災行動」に結び付け、防災活動が日常の生活や事業活動と一体化した、いわゆる「防災の日常化」をめざして、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携した取組を県内各地域で展開するとともに、学校現場の意見を反映して「防災ノート」の改訂を行うなど学校における防災教育の充実や防災人材の育成・活用・交流を展開するため、「みえ防災・減災センター（仮称）」を創設する。

建物被害の軽減に向けては、市町と連携して木造住宅や、ホテル・旅館など不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するとともに、県立学校では非構造部材の耐震対策を進める。また、災害医療体制の充実に向け、訓練を通じて平成 25 年度に体制整備した災害医療コーディネーター、災害医療支援病院の災害対応力の向上に取り組むとともに、災害医療対応マニュアルの実効性を検証する。

基盤施設の整備に向けては、海岸堤防及び津波浸水予測区域における河川堤防等の脆弱箇所への対策や耐震対策を進めるとともに、河口部の大型水門等の耐震対策に着手するほか、避難路等の整備などを進める。

特に、海岸堤防において緊急に補強が必要な脆弱箇所（200 箇所）については、対策を重点的に実施し、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標より 1 年早い平成 26 年度に完了できるよう取り組む。

(緊急課題解決2)

命と地域を支える道づくりプロジェクト

自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予想され、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれている。また、集積する産業や魅力ある観光など地域を支える幹線道路等の整備が求められている。

このため、交通需要への対応と交通渋滞の解消、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、**新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進**を図るとともに、これらと一体となった**道路ネットワークの形成**に向け、**県管理道路の整備を推進**する。

また、紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、「新たな命の道」として熊野尾鷲道路（Ⅱ期）及び新宮紀宝道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間（熊野大泊～紀宝）の早期事業化に向けた取組を進める。

(緊急課題解決3)

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

医師の不足・偏在等により、本県の医療環境は依然として厳しい状況にあるが、医師修学資金貸与者の累計が平成 25 年 12 月末で 409 名となり、今後、県内で勤務を開始する医師が段階的に増加することが見込まれる。こうした若手医師の県内定着を図るため、現在、三重県地域医療支援センターにおいて作成を進めている、**医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラム**について、各貸与者に個別に働きかけること等により周知し、積極的な活用を促進する。

また、平成 25 年度に実施している医師需給状況調査の結果を踏まえ、修学資金貸与制度のあり方を含め、これまでの医師確保対策について必要な見直しを検討する。

看護職員についても依然として不足していることから、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所の設置促進や看護管理者への研修会などの取組を通じて、**看護職員の離職防止、復職支援**を図るとともに、勤務環境改善に取り組む医療機関に対して専門家の派遣等の支援を行う。

さらに、在宅医療の充実を図るため、かかりつけ医の在宅医療への参入や、訪問看護ステーションの運営基盤の強化を促進するとともに、**医療依存度の高い子どもの在宅での療養を支援する取組**を行う。

加えて、新しく制定する「**三重県がん対策推進条例**」に基づき、がん予防のための正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上に協力して取り組む民間企業・団体を増やすなど、県民や関係者と一丸となってがん対策を推進する。

(緊急課題解決4)

働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト

県内の雇用情勢は、有効求人倍率が平成 25 年 11 月末時点で、1.16 になるなど改善傾向が見られるものの、経済のグローバル化や少子高齢化が進展する中、今後の県内の産業構造の変化を見据え、雇用のミスマッチを解消することに加え、貴重な人材を成長産業や中小企業に橋渡ししていく雇用政策を、産業政策と一体となって展開していくことが必要である。

そのため、**戦略産業雇用創造プロジェクト**に取り組み、本県の基幹産業であり、産業の裾野が広い自動車関連産業における「雇用拡大に向けた地域の環境整備」、「中小企業の新分野展開・事業拡大」、「産業人材の育成」、「雇用マッチング」を総合的に実施することにより、若者や社会人の人材育成をしっかりと地域の雇用へとつなげていく。

また、**女性・若者・高齢者等の雇用拡大と処遇改善を推進し、多様な人づくりを図る地域人づくり事業**にも取り組む。例えば、女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、**離職ブランクを回復するための職場体験・実習を含めた支援**に取り組む。

加えて、若者の就労や定着支援の一つとして、国や県をはじめとする関係機関の若者就労等支援情報を、若者視点で再点検するとともに、分かりやすく総合的に発信していく。

特に、長期インターンシップなどによる若者と中小企業のマッチングやキャリア教育の充実については、役割分担のもと、関係機関が連携し、オール三重で推進していくよう検討を進める。

また、農業・漁業分野や福祉・介護分野の求人・求職者のニーズに応えていくことができるよう、関係団体との連携を強化し、求人・求職者のマッチング等の取組を進める。

(緊急課題解決5)

家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

地域社会全体で子育て家庭を総合的に支援していくことが求められていることから、みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業・団体、みえの子育ちサポーター、市町や地域の活動団体が参加する地域別懇談会を開催し、子どもの育ちや子育て家庭を支える地域ごとの取組を促進する。

また、平成 27 年度に予定されている子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要及びそれらの確保策について市町と協議・調整のうえ、**子ども・子育て支援事業支援計画**を策定し、少子化対策を含む三重県次世代育成支援行動計画等と一体的に整理する。

子どもを望む夫婦の不妊治療に対しては、国の特定不妊治療助成制度へ

の助成金額の上乗せや、男性の不妊治療、第二子以降の不妊治療への助成を行うとともに、不育症治療助成に取り組む市町を支援するなど、**出産や子育てに関する経済的負担等の軽減**を図る。

さらに、妊娠届出時のアンケート調査を県内で統一し、出産前からの親子支援体制の構築による児童虐待の未然防止に取り組むとともに、**新たに県の家庭的養護推進計画を策定**し、虐待を受けた子どもなどが、できる限り家庭的な環境のもとで養育されるよう取組の充実を図る。

(緊急課題解決6)

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

障がい者の工賃向上に向けて、共同受注窓口と事業所との連携・協力体制を一層進めるとともに、事業所の販路拡大に対する支援の強化、官公庁における障害者就労施設等からの調達の拡大に取り組む。

また、障がい者雇用を県民総参加で推進するため、**障がい者の訓練の場としてのカフェ機能、物品の販路拡大につながるアンテナショップ機能、企業と障がい者をつなぐ中間支援機能の「場」として、「ステップアップカフェ（仮称）」を設置**し、誰もが働きやすい環境整備に取り組むとともに、特別支援学校における外部人材の活用による職場開拓、農福連携などにより、障がい者雇用を促進する。

さらに、福祉的就労でも一般就労でもない新たな就労形態である社会的事業所の創業を支援し、障がいのある人とない人が対等な立場で共に働く場づくりに取り組む。

子どもの発達支援については、**市町における専門人材の養成と保育所等における早期支援ツールの導入**などが、県内全域に広がるよう取り組むほか、引き続き、医療、福祉、教育が連携し、途切れなく一貫した支援ができる体制を充実させるとともに、これらの総合拠点として「**三重県こども心身発達医療センター（仮称）**」及び併設する**特別支援学校の整備**を進めることにより、全国的にも先進性の高い支援体制のさらなる充実を図る。

(緊急課題解決7)

三重の食を拓く「^{ひら}みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

首都圏営業拠点「**三重テラス**」を核にして、「**三重の旬**」など魅力ある**情報発信**を効果的に行うとともに、県内事業者のチャレンジの場を多く提供し、新商品開発や販路拡大につなげていく。関西圏では、ネットワークを生かした営業活動を展開し、一次産品などの売り込みの強化を図る。

また、全国有名百貨店との連携による「**平成おかげ参りプロジェクト**」を引き続き実施し、最終イベントとして伊勢で物産展を開催するなど、県

製品の販路拡大と県内への誘客を進める。

さらに、台湾等での三重県物産展の成果や課題を踏まえて、**農林水産物等県産品の輸出支援体制の構築**を図り、台湾やアセアンをターゲットに三重県物産展を開催するなど国内外における販路開拓等を強化する。

「食」の魅力等を生かした多様な産学官連携によるプロジェクトの創出、6次産業化に取り組む意欲ある人材の育成、バイヤー招へいや商談会等を通じた商品力強化など新たな商品やサービスを革新的に生み出す「みえフードイノベーション」を総合的に推進し、**県内農林水産業を牽引していく売れる商品づくり**に取り組む。

地域活性化プラン及び地域水産業・漁村振興計画の策定地域の拡大と実践に向けた支援を通じて、農水産物の高付加価値化や6次産業化への取組促進など**新たな価値創出につながる産地づくり等**を進め、「もうかる農林水産業」への展開を加速する。

(緊急課題解決8)

日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト

三重県を強じんて多様な産業構造とするため、地域の成長戦略である「みえ産業振興戦略」を、国の成長戦略とベクトルを合わせ、スピード感を持って実行していく必要がある。

国内外からの投資を推進するため、**在日大使館や立地済企業などとのネットワークの活用や、海外ミッションの実施、GNI（グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ）**を通じた広域的な取組などによる**外資系企業への積極的な誘致活動**を展開する。

拡大するアジア市場の獲得・参入をめざす中小企業・小規模企業を支援するため、三重県海外ビジネスサポートデスクを有効活用するとともに、台日産業連携推進オフィスなどとのネットワークを活用し、県内企業の業態等に応じたきめ細かなサポートを実施し、中小企業・小規模企業の海外展開を促進する。

中小企業・小規模企業の販路開拓・拡大をめざす出前商談会を開催し、川下企業のニーズ及び中小企業・小規模企業の技術・製品情報を収集・整理するなどして、より効果的にマッチングできるよう取り組む。

また、県内事業所との懇談会を開催し、企業の操業環境の改善に取り組むとともに、市町や金融機関等との連携による投資促進セミナーなどを実施することで、県内の投資を促進していく。

さらに、成長分野への取組として、環境・エネルギー関連分野、ライフイノベーション分野、航空宇宙分野などといった成長産業の国内外からの県内への投資を促進していく。

(緊急課題解決9)

暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト

野生鳥獣による農林水産被害金額は7億1百万円（平成24年度）となり、前年度より1億2千万円減少したものの、依然として深刻な状況であることから、集落住民の獣害対策に取り組む意識の醸成や集落リーダーの育成、侵入防止柵の整備など獣害につよい地域づくりを進めるとともに、企業等と連携して開発した**大量捕獲わな等の普及**や捕獲技術の向上など地域の捕獲力を強化する。

また、獣害対策に関する施策や統計データを市町単位で取りまとめた「**獣害対策カルテ**」を活用して、市町間や県と市町との連携強化を図るとともに、共同捕獲や広域一斉捕獲、**捕獲後の処分体制の構築**等への支援に取り組む。

さらに、獣肉等の需要を拡大するため、企業と連携した新商品の開発、「**三重テラス**」等を活用した**首都圏での販売促進**等に加え、安全で高品質な獣肉の安定供給を図る施設整備への支援、安全性や品質が確保された獣肉を供給する販売事業者等の登録を進める「**『みえジビエ』登録制度**」の普及などに取り組む。

(緊急課題解決10)

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

地域の暮らしの安全・安心を確保するため、過去に**産業廃棄物が不適正処理**された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、**産廃特措法による国の支援**を受けて、恒久対策を実施していく。

恒久対策にかかる実施計画については国の同意が得られ、平成25年度から順次、着手している。平成34年度末までに4事案とも対策が完了するよう、実施計画に基づいて適切な事業の進捗を図っていく。

また、新たな不適正処理事案を発生させないよう、産業廃棄物の排出量が多い事業者に対して電子マニフェストの利用や優良産廃認定業者の活用促進を強力に働きかけ、**不法投棄を許さない社会づくり**を進める。

(2) 新しい豊かさ協創プロジェクト

(新しい豊かさ協創1)

未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト

全国学力・学習状況調査の結果から、教科に関する調査の平均正答率は、すべての教科で2年連続して全国を下回っており、これまでの学力向上に向けたさまざまな取組が成果につながっていない状況となっている。具体的には、読解力や、基礎的・基本的な知識・技能の定着とそれらを活用する力に引き続き課題が見られるとともに、学校における授業の進め方や、家庭での学習習慣等についての課題が明らかとなっている。

これらの課題解決のためには、まず、校長をはじめとする教職員一人ひとりが今回の調査結果を自らのこととして受け止めることが重要であり、そのうえで、各学校が保護者に対し調査結果の公表・説明を進めるとともに、全国学力・学習状況調査問題を対象学年以外も含め学校全体で活用し、その結果分析をもとに、すべての教員が改善方策や計画の策定に携わることで、各学校において、授業改善が着実に実践され、学力向上に向けて組織的に取り組む体制の確立を図る。

特に、すべての学校において、児童生徒の学習内容の定着状況について、ワークシートによる日常的な把握、新たに作成する「三重県到達度テスト(仮称)」による学期ごとの把握、全国学力・学習状況調査による定期的な把握を行うことで、授業改善に向けたサイクルを確立し、児童生徒一人ひとりの学力向上につなげる取組を進める。また、課題を抱える市町教育委員会や学校に対しては、学力向上アドバイザーや指導主事の派遣などの重点的な支援を行う。これらの取組をとおして、子どもたちの学習のつまずきを早期に解消し、「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感することで、学習意欲を高めていく。

また、家庭や地域との連携のもと、各学校における土曜日の授業等の取組を促進し、子どもたちの教育環境の充実を図る。

さらに、学校図書館を活用した読書活動の充実や、生活習慣の改善につなげるチェックシートの活用など家庭における取組を促進するほか、地域の教育力を生かした「みえの学び場」づくり等を推進し、学校・家庭・地域が一体となって取り組む、みえの学力向上県民運動を着実に進める。

(新しい豊かさ協創2)

夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト

本県を中心に開催される平成30年の全国高等学校総合体育大会に向けて開催競技の決定及び会場地市町の調整、平成33年の国民体育大会に向けては、会場地市町の選定及び広報の充実などの準備を、市町や競技団体

関係者と連携・協力して推進する。

あわせて、「三重県競技力向上対策基本方針」にある推進計画に基づき、将来有望なジュニア・少年選手の発掘・育成・強化を計画的に推進する。

また、本県で開催される平成33年の全国障害者スポーツ大会に向けて、平成24、25年度に結成した**競技団体の強化や既存の競技団体の支援、専門的な知識を有する障害者スポーツ指導員の育成**を行う。

さらに、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、「みえのスポーツ・まちづくり会議」での意見を取り入れながら、市町が実施するスポーツコミッションの取組やスポーツ大会・スポーツイベント活動等に県内トップチームの選手を派遣するなど、地域づくりや観光振興につながるよう支援するとともに、県民の皆さんが広くスポーツを支える「**みえのスポーツ応援隊**」（スポーツボランティアバンク）の登録と活用の促進を図る。

（新しい豊かさ協創3）

スマートライフ推進協創プロジェクト

産業特性及び地域特性など本県の強みを生かし、「三重県新エネルギービジョン」及び「みえグリーンイノベーション構想」の具現化を図るため、企業や大学などで構成する「みえスマートライフ推進協議会」を核として、産学官の交流・連携の場を設け、プロジェクト化に向けたネットワークづくりを行い、新エネルギーの導入など環境・エネルギー関連分野の新たな事業展開を促進し、関連産業の育成・集積につなげていく。

具体的には、市街地（桑名市）、中山間部（熊野市）及び沿岸部（鳥羽市）の地域モデルにおいて、住宅へのエネルギーマネジメントシステムの導入や木質バイオマスの地域内での利用拡大、また、EV（電気自動車）等を活用した新たな観光振興への取組など**環境・エネルギー技術を活用した新たなビジネスモデルの具体化**を図る。

また、「みえバイオリファイナリー研究会」においては、企業が主体となった研究開発プロジェクトの構築を検討し、「メタンハイドレート地域活性化研究会」では、産業振興など地域活性化につながる取組について、市町や企業等との検討を進める。

さらに、平成26年秋に本格稼働予定の県内初の木質バイオマス発電事業に向けて木質バイオマスを安定供給できる体制づくりや、小水力発電施設の整備、低炭素社会の実現に向けたEV等で観光できる環境づくりを進める。

「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」においては、会員拡大などネットワークの拡充を図り、オープンイノベーションを推進・加速できる体制を強化するとともに、**ICT・ビッグデータ等を活用したビジネスの創出**に向けて取組を進める。

(新しい豊かさ協創4)

世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト

遷宮効果等により、平成 25 年の神宮参拝者数は、過去最高を大きく上回る 1,420 万人と対前年比 77%増加した。

平成 26 年はおかげ年であり、熊野古道世界遺産登録 10 周年でもあることから、引き続き三重県観光キャンペーンにより「三重の認知度向上」、「周遊性・滞在性の向上」、「リピーターの確保」を図る。

三重県観光キャンペーンの骨格となる「みえ旅パスポート」は、平成 26 年 1 月末までに、年間目標の 10 万冊を大幅に上回る 15 万冊以上を発給していることから、引き続き発給促進に努めるとともに、「みえ旅案内所」、「みえ旅おもてなし施設」のさらなる充実を図る。

また、ストーリー性やテーマ性を持った情報発信や観光ルート of 企画提案等により、誘客を促進するとともに、観光キーパーソンのネットワーク化を進め、地域の魅力が商品提案に結びつくよう支援する。

さらに、エコツーリズムをはじめとするニューツーリズムや、フィルムコミッションと連携した取組の推進、バリアフリー観光のコンシェルジュ機能の強化、SNS を活用した観光情報発信などを進める。

海外誘客については、台湾をはじめとする東南アジアを重点国・地域としてプロモーションを実施し、昇龍道プロジェクト推進協議会や中部広域観光推進協議会など広域の協議会や、近隣あるいは遠隔地での連携が可能な県などと協力し、本県のPRや誘客の取組を行う。

また、世界に誇る資源である海女、忍者の積極的な情報発信により、誘客促進に努めるとともに、外国人観光客の利便性向上のため、引き続き主要な観光施設や観光案内所等に受入環境を整備する。

(新しい豊かさ協創5)

県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、幅広い層の県民の皆さんが、主体的に社会や地域の活動に参画するための支援や場づくりなどに取り組んでいる中で、さらに活動の質的向上を図るとともに、さまざまな主体の参画が求められている。

このため、「高等教育機関と地域との連携の仕組み」の検討に着手、大学生ボランティアによる非行少年等の立ち直りのための「少年の居場所づくり」の展開、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の施行を受けて多くの県民の皆さんと連携した飲酒運転0（ゼロ）をめざす普及・啓発の展開、大規模災害発生時に設置する「みえ災害時多言語支援センター」が機能するよう訓練などに取り組む。また、「市民活動・NPO月間」を活用してNPO活動に対する県民の理解と参加を促進するほか、「美し国

おこし・三重」における「県民力拡大プロジェクト」の実施などにより、県民による「協創」の地域づくり、社会づくりを進める。

(3) 南部地域活性化プログラム

南部地域においては、若者世代の人口流出と高齢化・過疎化が進行している中、南部地域活性化基金を活用するなどして、移住・定住の促進や交流人口を増やす取組が、さまざまな市町の枠組みにより動き出している。平成 26 年度も引き続き、基金や南部地域活性化推進協議会を軸として、市町と連携し、移住・交流、集落支援、人材育成、観光誘客の取組など、「若者の働く場の確保と定住促進」につながる取組を重ね、地域が主体となって南部地域の活性化を推進するための仕組みづくりを進めていく。

東紀州地域においては、高速道路の整備も好機として、関係者と連携しながら、地域資源や魅力を生かした観光振興、産業振興の取組を進め、紀伊半島大水害からの復興をより確実なものにしていく。

さらに、平成 26 年 7 月には熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えることから、新たなファンやリピーターを増やすさまざまな事業を市町、地域と一体となって実施することにより、賑わいの創出と地域経済の活性化を図る。また、古道の価値を次世代に伝えていくための体制づくりや伊勢と熊野を結ぶための歩きやすい環境づくりなどに取り組むことで、10 周年を契機として、古道の保全意識やホスピタリティの向上を図り、地域の人びとが地域に愛着を持ち、主体的に活性化に取り組むことにつなげていく。

3 社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組

社会情勢の変化に対応するとともに新たな仕組みを構築するため、平成 26 年度は、「少子化対策」を重点テーマとするほか、「県民の命を守る緊急的な取組」、「グローバル化への対応」、「中小企業・小規模企業の振興」、「スポーツの推進」に特に注力して取り組む。

(1) 少子化対策

少子化対策の実施にあたっては、「子ども・思春期」から、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」というライフステージに「働き方」を加えた分野毎にきめ細かな対策を展開する¹。

【ライフステージ毎の取組】

(子ども・思春期)

子どもが自己肯定感を持ち、明るい展望を持って人生設計を描けるようにするとともに、家族の大切さを知り、発達段階に合わせて、医学的な知見を踏まえた妊娠、出産に関する知識を身につけるようにするため、児童生徒等を対象としたライフプラン教育を推進する。

(結婚)

結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、民間の事業者と連携して多くの出逢いの場を一元的に提供できる「みえの出逢いサポートセンター（仮称）」の設置・運営をはじめ、内面を引き出すための三重県独自のコミュニケーション・ツールの作成・普及、アドバイザー派遣や市町職員等のコーディネートスキル向上のための研修会開催などに取り組む。

(妊娠・出産)

産みたい人が安心して産み育てられるように、周産期母子医療センターへの支援や、男性を含めた不妊治療や不育症治療、第二子以降の不妊治療に対する経済的支援や相談対応、小児在宅医療に向けた体制整備、妊産婦のいる家族に寄り添えるように、フィンランドのネウボラの取組を踏まえ²、地域の妊産婦や家族を支える取組、市町が行う産前産後ケア体制の構築支援など、妊娠・出産時における保健・医療対策の充実に取り組む。

¹平成 26 年度当初予算編成にあたっては、「みえ県民カビジョン・行動計画」に掲げる施策のうち、少子化対策に資する「施策 121 医師確保と医療体制の整備」「施策 212 男女共同参画の社会づくり」「施策 221 学力の向上」「施策 231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」「施策 232 子育て支援策の推進」「施策 332 働き続けることができる環境づくり」について、重点化施策として経営資源の重点配分を行った。

²フィンランドの地方自治体が設置するネウボラでは、妊娠期から就学前までの間の健診、保健指導、予防接種等をはじめ、妊娠期から子育て期を通じた相談、育児支援などの両親・家族支援をワンストップで実施している。

(子育て)

保育士の確保や、子育て医師等への就労継続・復帰支援、小児夜間医療・健康電話相談(みえ子ども医療ダイヤル)の深夜帯の時間延長など、安心して子育てできる環境づくりや子どもを守る取組を推進するとともに、男性の育児参画を推進するため、平成26年6月の「ファザーリング全国フォーラム in みえ」の開催を契機として普及啓発に努め、機運の醸成を図る。

(働き方)

若者が安定的に就労でき、女性が働き続けることのできる職場環境の整備促進、マタニティ・ハラスメントのない職場づくり、子育て女性の再就職支援などのほか、ワーク・ライフ・バランスの実現を促進する。

企業子宝率調査(企業における合計特殊出生率など職場の子育て環境の調査)により、子育てと仕事の両立を進めている企業の取組を水平展開し、県内の企業全体の少子化対策の推進を図る。

【少子化対策を支える取組】

(機運の醸成)

「地方目線」、「当事者目線」の少子化対策を進めるにあたって重要な役割を担う市町に対して、地域の実情に応じたきめ細かな対策が講じられるよう支援する。

また、少子化対策に資する新たなアイデアを未来志向で、多様な視点から考える交流機会を創設し、参加者の少子化対策に関する意識の醸成や課題解決に向けた実践につなげる。

そのほか、結婚・妊娠・出産から子育てに関する情報等をまとめた、スマートフォンにも対応できる総合ウェブサイトを構築する。

(少子化対策の推進体制)

きめ細かな少子化対策を多様な主体と連携して推進するため、新たに子ども・家庭局に「少子化対策課」を設置するとともに、「三重県少子化対策推進県民会議(仮称)」を設置し、県民総ぐるみの運動を進める。

(2) 県民の命を守る緊急的な取組

【食の安全・安心の確保】

県内の大手米穀取扱事業者等による米の産地偽装事案や複数の事業所による食材の不適切表示などを受けて、米穀監視指導員の配置や不当商取引指導専門員の増員、国との連携強化などにより監視指導体制を強化するとともに、取引先への追跡調査や米DNA検査の実施など検査内容の充実を図る。

さらに、コンプライアンスや景品表示法にかかる研修会の開催、米穀コンプライアンス推進員による啓発に加え、事業者が行う研修会への講師派遣な

ど法令遵守意識の向上に迅速かつ的確に取り組むことで、食の安全・安心に対する県民の不安解消と一日も早い信頼の回復を図る。

【「みえ防災・減災センター（仮称）」の創設】

東日本大震災では、防災・減災対策における「自助」「共助」の重要性、すなわち、地域の防災力を高めることの重要性が再認識されたところであり、県民の「自助」「共助」の意識を高め、地域全体へと波及させることで、地域の防災力を高めることが喫緊の課題となっている。

この課題に対応していくためには、地域防災、企業防災の要となって活躍する人材の育成・活用が重要であり、さらに人材の育成・活用を支える防災関連情報の収集や調査研究等が必要である。

また、県内には、防災に関する多くの人材や研究者、研究成果や資料、資源等があるが、これらが有効に活用されておらず、これらの「リソース」を生かした防災・減災対策を実践できる新たな体制の構築が求められている。

このため、三重県と三重大学が中心となって、「みえ防災・減災センター（仮称）」を創設し、市町や企業、県内他大学との連携・参画を進めながら、それらを結びつける「防災ハブ機能」を持たせるとともに、他県や国の研究機関等とも連携し、県内外のリソースを集結して「シンクタンク機能」も持たせながら、防災人材の育成・活用及び交流、地域・企業支援、情報の収集と発信、調査研究等に取り組む。

【公共土木施設の着実な維持管理に向けた対応】

平成24年12月に発生した中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故など、道路、河川、海岸、港湾等の公共土木施設の老朽化が懸念される状況にある。

このため、公共土木施設の緊急点検を平成26年度に完了するとともに、緊急修繕を実施する。あわせて、予防保全が必要な施設の長寿命化計画策定と計画的な修繕・更新に取り組む。

【災害復旧及び大規模水害等に備えた治水対策の推進（紀伊半島大水害、台風18号）】

近年、全国各地で台風や局地的な集中豪雨等による風水害が増加傾向にあり、本県においても、平成23年に発生した紀伊半島大水害及び、平成25年に発生した台風18号による道路の崩壊や堤防の決壊などの被害は、住民の生活に多大な影響を及ぼすとともに、大きな不安を抱かせた。

このため、被災した施設の復旧はもとより、再度の災害等に備え、地域住民の不安解消のための治水対策を進める。

また、河川に堆積した土砂は、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、実施箇所や実施候補箇所等を市町と共有しながら、土砂の撤

去を進める。

【児童虐待、いじめ問題などへの対応】

児童虐待への対応については、平成 24 年度に発生した児童虐待死亡事例の検証での議論を踏まえ、平成 25 年度から取り組んでいる法的対応・介入型支援の強化、市町における児童相談体制強化の支援を引き続き進める。また、妊娠届出時のアンケート調査項目を県内で統一することにより、一定の基準を定め、支援を必要とする妊婦の早期把握に取り組む市町を支援し、児童虐待の未然防止につなげる。

いじめや暴力行為、体罰等の問題が依然としてみられることから、子どもたちが安心して学べる学級・学校づくりがより一層求められている。また、平成 26 年 1 月に策定した「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見及び対処に向けて、学校をはじめ関係機関が一体となり組織的な対応を進めていく。このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校へ効果的に配置・派遣するとともに、重大な案件に対しては「学校問題サポートチーム」を派遣するなど、学校における教育相談体制や生徒指導体制の充実を図る。

また、犯罪被害から児童生徒を守るため、警察と学校、関係機関・団体との連携を強化し、統一的な活動を促進するチャイルドガーディアンみえを警察署に配置し、不審者情報等の周知、合同パトロール、見守り活動等の一層の充実を図るとともに、児童生徒の危険予測・回避能力の育成に取り組む。

(3) グローバル化への対応

【畜産業・水産業の成長産業化】

関税撤廃等による農林水産業への影響が懸念される T P P 交渉への参加、為替変動や原油価格上昇に伴う燃油・飼料価格の高騰など第一次産業を取り巻く状況がより厳しさを増す中、県内の畜産業や水産業は、専業経営を行っている割合が高いことから、これらの影響を直接的に受けやすい。

一方、本県の畜産業・水産業は、松阪牛や伊勢エビ、アワビなど全国的なブランドを有するなど、その強みを発揮しやすいことや、ものづくり企業等他産業との連携により、畜産・水産分野の技術革新が進む可能性があることなど、成長産業となるポテンシャルが高く、地域産業への波及も見込まれる。

このため、畜産業の成長産業化に向けて、県産牛肉の海外市場調査など新たな販路の開拓、事業者のブランド力向上に向けた取組への支援、受精卵移植技術を活用した和牛子牛の生産や新たな鶏肉流通システムの確立による畜産経営の強化、農場 H A C C P 認証制度の手法に基づく衛生管理体制の構築などに取り組む。

また、水産業の成長産業化に向けて、多様な担い手の確保・育成に取り組

む新たな協議会の設置、輸出拡大のための戦略策定、三重県型複合養殖モデルの調査検討、海女の漁獲物の高付加価値化やアワビ資源の増大など海女漁業の振興に加え、美容・健康・教育面などの視点を組み合わせた新たな魚食普及活動などに取り組む。

【グローバル人材の育成】

社会、経済、文化等あらゆる面において、グローバル化がより一層進展しており、国際的な舞台で、日本人・三重県人として積極的に活躍・発信できる人材が求められている。

このため、「**グローバル三重教育プラン**」を踏まえ、児童生徒が自らの考えを発信し課題解決に向けて取り組む機会を創出するとともに、大学・産業界等との連携による課題設定型学習の実施や多文化共生の促進等により、将来のグローバルリーダーとして主体的に行動する力、他者とともに新しい社会を創造する力の育成に取り組む。また、小学校段階からの英語教育の充実や教員等の英語運用力の強化により、英語で積極的にコミュニケーションができる力の育成を図る。

また、次世代経営者を主な対象に、時代認識力や世界潮流を読み解き、グローバルマーケットを見据え、互いに切磋琢磨し、連携しながら展開していくためのネットワークを、高等教育機関等と連携し構築する。

(4) 中小企業・小規模企業の振興

本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している重要な存在である。昨今、グローバル競争や海外市場の変化が激化している中、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあり、世界経済の構造変化への対応が一層求められている。また、国内においては、人口減少社会が到来し、少子高齢化や地域の過疎化など新たな社会的課題の解決が一層求められている。今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、その機動性や地域性を発揮し、こうした変化に対応することが必要である。

県が先頭に立って、県内の中小企業・小規模企業を振興していくため、新たに制定する「**三重県中小企業・小規模企業振興条例**」に基づき、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業の新たな価値の創造や挑戦を促進する。具体的には、小規模企業に対する支援、**三重県版経営向上計画**の認定、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継など中小企業・小規模企業の特성에応じた支援を行う。また、海外における事業展開については、官民一体となった新たな協議会を設置し、中小企業・小規模企業の海外展開を促進する。さらに、同条例に基づく中小企業・小規模企業の振興を

具体的に推進するため、「**みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会**」を設置し、地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興を図る。

(5) **スポーツの推進**

平成 30 年の全国高等学校総合体育大会の本県を中心とした東海 4 県での開催、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、平成 33 年の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催という“チャンス”に向かって、スポーツに関する取組を強化・加速する。

こうした中、全国高等学校総合体育大会や国民体育大会で活躍が期待できる選手を育成するため、高等学校運動部の強化指定の拡充に加え、新たに中学校運動部の強化指定を行うとともに、スポーツ少年団や中高運動部の指導者の資質向上の取組を行うことで、**ジュニア・少年選手の計画的な発掘・育成・強化**を推進する。

さらに、ジュニア世代の競技力向上の新たな取組を推進するため、広く県民の皆さんから寄付金等を募るなど、**財源の確保**に取り組む。

あわせて、三重県「東京オリンピック・パラリンピック」キャンプ地誘致等推進本部による**戦略的なキャンプ地等の誘致活動**を推進する。

また、「**三重県スポーツ推進条例（仮称）**」を制定し、子どもたちの体力向上や競技スポーツ水準の向上、地域スポーツ、障がい者スポーツ、スポーツをとおした地域の活性化など、本県のスポーツ推進の取組を充実させる。

Ⅲ 平成 26 年度の行政運営

(1) コンプライアンスの推進

港湾改修工事にかかる不適正事務の発生後、職員のコンプライアンスの意識向上に向けて取り組んできたが、平成 25 年度に入っても不適切な事務処理等が続いており、県行政に対する信頼が揺らぐ厳しい状況となっている。

平成 25 年度より、「個人」に業務を割り振るという考え方を「組織」に業務を割り振るという考え方に改め、組織内での責任体制や業務分担の明確化を図るとともに、組織としてのチェック機能を強化し、より適正に業務が実施できるよう体制を整えたところであり、不適切な事務処理の防止に向け、組織で仕事をしていくことの再確認、徹底を引き続き行っていく。

加えて、「コンプライアンスの日常化」に力点を置き、全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施、新たに策定した「コンプライアンスハンドブック（三重県職員コンプライアンス指針）」の周知・活用、研修の充実などに取り組むことにより、コンプライアンスを常に意識した業務推進とすることを県庁の組織文化、風土として定着させていく。

また、法令習熟度の向上にも取り組み、施策や業務等における法的妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組みの構築に取り組んでいく。

(2) 三重県行財政改革取組等の推進

(「三重県行財政改革取組」等の着実な推進)

「三重県行財政改革取組」で掲げた具体的取組については、「ロードマップ」で示した工程に基づき、引き続き適切な進行管理を行い、目標達成に向け着実に推進するとともに、既に達成した取組においても成果の維持・向上を図る。

特に平成 25 年度から本格的に運用を開始した「三重県職員人づくり基本方針」、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」、平成 25 年度当初予算編成で見直しを行った「予算編成プロセス」については、円滑な運用に努め、定着を図るとともに、外郭団体等の見直しについても「三重県外郭団体等改革方針」に基づき着実に推進し、その進捗管理を行う。また、自動車税のクレジットカード納税導入や個人住民税にかかる特別徴収義務者の指定の徹底などの税収確保対策、平成 26 年度末の県債残高（臨時財政対策債等を除く。）を平成 23 年度末よりも減少させる県債発行の抑制などについては、平成 26 年度に着実に成果を出せるようさらなる取組の推進を図る。

さらに、税外未収金については、新たに制定する「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき全庁的な対策を推進し、未収金の縮減に取り組む。

（「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による県民に成果を届けていく県政運営）

「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」においては、「オールインワンシステム」を主要なツールとして、予算要求・年間計画策定・進捗管理・政策評価・事業見直しなど、さまざまな場面で必要とされる情報を一元的に管理し、「政策協議」では、前年度の取組の評価や現年度の上半期の進捗状況を踏まえて、確実に改善につなげるための検討を行い、次年度の経営方針、当初予算に的確につなげていく。また、事務事業の見直しの取組では、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」等を通じて、改善（Act）機能の強化を図り、施策の目標達成に努める。さらに、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の効果等についても検証を行い、「みえ県民力ビジョン」に掲げた理念や目標を着実に実現・達成し、県民の皆さんに成果を届けることができる県政運営に取り組む。

（広聴広報の充実による県政の質の向上）

インターネットの普及や携帯端末の進化など、広報メディアの多様化が進むなか、自治体と県民との接点である広聴広報活動において、より効果的なコミュニケーションのあり方が問われている。また、地域間競争が激化するなか、県外や海外に向けた本県のブランド力を向上していくためには、戦略的な広報活動の実現が不可欠である。

このような状況のなか、これまでの広聴広報のあり方を抜本的に見直し、「三重県広聴広報基本方針」（平成25年2月策定）に掲げた戦略的・計画的な広報活動及び政策形成につながる広聴活動を全庁一体となって実現し、県政の質を向上させていくため、テレビのデータ放送による県政情報の発信や県ホームページシステムの再構築などを含む、平成26年度から3カ年の中期行動計画「三重県広聴広報アクションプラン（仮称）」を策定し、県の取組や「協創」の成果を県民の皆さんに届ける。

（3）平成26年度の予算及び組織

（本県の財政状況）

平成26年度は、歳入面では、法人二税や地方消費税の増収等により県税収入の一定の増加が見込まれるものの、歳出面で、社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が前年度より増加している。

平成26年度以降も、歳出面で社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が増加していき、臨時的な財政需要に機動的に対応できない硬直的な財政構造が継続すると見込まれる。

(平成 26 年度当初予算のポイント～20 年後も輝き続けるために～)

平成26年度当初予算は、次の3点を基本として編成を行った。

- 平成26年度当初予算は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の3年目として、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針として編成。
- 国の「好循環実現のための経済対策」を活用して、平成25年度2月補正予算とあわせて14ヶ月予算として一体的に編成。
- 極めて深刻な財政状況の下で、県債発行の抑制に努めつつ、厳しい優先度判断により選択と集中を図ることで、「平成26年度三重県経営方針（最終案）」に掲げた施策には重点化。

このような方針のもと、とりわけ、下記に掲げた5つの課題に対して、別枠で予算を確保するなど、特に注力して取り組む。

- ・少子化対策
- ・グローバル化への対応
- ・三重県のブランド力アップ Ver. 2
- ・中小企業・小規模企業の振興
- ・県民の命を守る緊急的な取組

また、上記5つの柱以外の学力向上、スポーツ、障がい者雇用などについても取組を加速化する。

【参考】

○予算規模

- ・平成 26 年度当初予算（一般会計）は、対前年度当初予算比 2.2%増の 6,901 億円で 2 年連続のプラス予算。
- ・義務的経費は、対前年度当初予算比 1.8%増の 4,249 億円。
- ・投資的経費は、対前年度当初予算比 3.8%減の 1,044 億円。
（公共事業は、対前年度比 0.9%減の 821 億円、そのうち県に裁量の余地のない受託事業・災害復旧事業を除いたベースでは 1.1%増の 751 億円）

○財政健全化への取組

- ・可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制し、平成 25 年度当初予算（14 ヶ月ベース）における計上額（641 億円）から 2.0%減の 628 億円（H26 当初 591 億円＋2 月補正 37 億円）を計上。
- ・一般職給与費については、給与の特例的な減額措置は終了するものの、実質ベースで平成 25 年度当初予算額（2,142 億円※）以下の 2,120 億円。

※平成 25 年度当初予算額（2,067 億円）に「平成 25 年度地方財政対策」による歳入減への当面の対応として、予算計上を見送った 75 億円を加えたもの

(平成 26 年度組織改正等のポイント)

少子化など社会情勢の変化等に対応しつつ、「みえ県民カビジョン・行動計画」を的確に推進できるよう、所要の改正を行う。

- 少子化対策
 - ・子ども・家庭局に「少子化対策課」を設置し、ライフステージ毎のきめ細かな対策を多様な主体と連携して推進する。
 - ・保育所及び私立幼稚園の事務を子ども・家庭局で一元的に所管し、子ども・子育て支援施策の取組をより総合的に進める。
- 県民の命を守る緊急的な取組
 - ・米の産地偽装や食材の不適切表示に対応するため、監視・指導やコンプライアンスの推進に係る職員（非常勤）を配置し、監視・指導の強化や法令遵守の取組を推進する。
 - ・三重大学内に創設する「みえ防災・減災センター（仮称）」に担当職員を配置し、防災人材の育成と活用、調査研究などに取り組む。
 - ・平成 25 年台風 18 号に伴う災害復旧対策を引き続き的確に推進するため、建設事務所の体制を充実する。
 - ・「河川・砂防課」を「河川課」、「防災砂防課」とし、治水、土砂災害対策などについて、機能的、専門的に業務を推進する。
- グローバル化への対応
 - ・畜産業、水産業の成長産業化に向けて、新たな販路開拓やブランド力向上、海女漁業の振興などを進めるため、体制を充実する。
- スポーツの推進
 - ・スポーツ推進局の体制を充実し、平成 33 年の国民体育大会の開催準備、競技力向上の取組をより一層推進する。
- 子どもの発達支援
 - ・子ども・家庭局に「発達支援体制推進プロジェクトチーム」を設置し、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」の整備とともに、市町とのさらなる連携を図り、子どもの発達障がいについて途切れのない総合的な支援強化を図る。
- 学力の向上
 - ・教育委員会事務局に「学力向上推進監」を設置し、市町等教育委員会と連携して、新たな学力向上取組を集中的に推進する。

IV 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

心得1：まず目線を変える

- **自らも県民。** 県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのものに集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。
※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、**県民の皆さんと「協創」を。**
- **市町は、**住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、**決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。**
- 県内や組織内のみの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
- かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。
- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切にする。

心得3：現場とスピード感を重視

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来 of 行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省くべきではないが、何事もスピード感を持って対処。併せて、タイミングを逸してはならない。100点の方法であってもタイミングを逸すれば0点と同じ。70点の方法であってもタイミングが合っていればベストの方法となる。

心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「部局益を忘れ、県益を想え」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためになっているかという視点で自分を見つめ直す。

※ 「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非ずというなかれ、自分の仕事であるといつて争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。：佐々淳行著『平時の指揮官・有事の指揮官』より引用

- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。職員間のコミュニケーションを活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常にコンプライアンスを意識し、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「変えてはいけないこと」、「変えてもいいこと」、「変えなくてはいけないこと」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「変えなくてはいけないこと」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）、②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）、③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）につなげる。この「3P I 運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。

また、「ワーク」と「ライフ」のどちらも大切にし、組織マネジメントとして取り組むワーク・ライフ・マネジメントを労使協働で進める。今後、労使での議論も踏まえ、行政運営の一環として取り組むこととする。